

秦代における行政文書の管理に関する考察

——里耶秦牘の性格をめぐって——

呂 静

一、序言 問題の提示

戦国中・晩期以来、晋・楚・秦などの各国では、領域内における直接支配を進めるための新たな管理方式、即ち郡県制度が相継いで施行されたが、郡県制を維持する最も基礎的な手段といえば、それは行政文書制度の全面的な実施に他ならない。漢字を書き留めるという行為によって作られる政令制書・公的手紙・財務と人事の帳簿などは、いわゆる行政文書として、伝達と受領、または発送から執行までの一連の手続きを経ることによって、社会に対する行政管理と統制の力を及ぼすことができた。従って、郡県制の実施の過程にあつては、大量の行政文書が作られたのである。郡県制度の絶え間ない発達にともなつて、行政文書それ自体もまた、文章の作成から、受領・発送・収蔵、そして廃棄の過程に至るまでの厳密で周到な行政文書システムを、しだいに形成していくことになる。

しかし、それではこのシステムは、具体的にはいったい如何なるものであつたのであろうか。秦漢時代、ないしは古代中国社会全体の研究において、このような行政管理上の詳細については、これまでほとんど論じられてこなかった。それは、伝世文献の中に行政管理の方法の詳細が記されていることは少なく、資料的制約が大きかったからである。そのため、専制的集権体制の全貌を把握するうえで、たいへん大きな限界があつた。このような研究状況は、二十

世紀初め、敦煌・居延等の烽燧遺址中から漢・晋代の木牘が発見されたことによって打破された。漢・晋屯戍遺址発見の文書は、当時代における辺境行政文書の作成と管理のあり方を解明するための貴重な実物材料を提供してくれるものであった。しかし、西北辺境地域の行政文書遺物は、あくまでも軍政の実例を提供するものに過ぎない。郡県制が実施されたさらに広範な地域、あるいはまた、民事を含む行政全般を対象とした場合、このような類型が普遍化し得るであろうか。また、漢に先立つ秦の時代にあつては、中央と郡・県各レベルにおける官署の間の行政事務は、如何にして運営され、秦の行政文書制度にはどのような特徴があつたのか。このような問題を解決し得る資料に対する期待と研究のさらなる進展が、秦漢専制集権政治の真相を探るうえで、依然として、欠くべからざる重要性をもっているのである。

2002年6月、湖南省土家族苗族自治州龍山県里耶鎮・戦国秦漢古城遺址の古井中（一号井）から、37300余件の秦代簡牘が発見された。学者たちの関心は、この考古学史上に例を見ない大量の簡牘資料が、いったい如何なる性格の文書であるのかという点に引き寄せられた。この簡牘は一般に、これまでに発表された簡牘資料の特徴に基づいて、秦代遷陵県の官署の档案であり、ほとんどはオリジナルの行政文書とその複製本、いわゆる正本と副本である、と考えられている⁽¹⁾。既に発表されている36件の簡牘文書の写真からみるに、多くの簡牘の正面と背面には、異なる事務処理段階の文書内容が記されており、異なる書体による筆写の痕跡が確認される。それでは、異なる官吏が発した複数件の命令や回答文が、一枚の簡牘上に混在して書かれていることは、どのように理解したらよいのであろうか。そして、このような文書は、結局のところ如何なる性格の文書であるのか。本稿では、里耶簡牘の性格についての検討を通じて、秦代行政文書の管理の実態を考察する。専制的集権政治下における行政管理制度の中で、最も具体的・現場的である構成要素を探究することにより、秦における行政的支配と管理の実態を解明することを試みる。

二、里耶秦牘の性格について

里耶古城遺址から出土した行政文書が、いったい如何なる性格のものであるのかという問題については、早くは里耶秦牘が公表された初期段階にあって、李学勤氏が「これは秦遷陵県の官署の档案であり、官署間の往来文書の原件（オリジナル）及びその副本が相当の割合を占めている」⁽²⁾と指摘し、この文書が県レベルの官府が档案として保管した原件と副本であることを明らかにしている。この後、多くの学者たちが里耶文書の性格に言及してきたが⁽³⁾、ほとんどの学者が李学勤氏の意見を踏襲し、これらの文書を正本と副本の両種のものともみなしてきた。しかしながら、いったい如何なる文書が正本であり、如何なる文書がコピーあるいは抄本であるのか、またその区別のための鍵はどこにあるのであろうか。そして、それらは如何にして形成されたものなのであろうか。これらの問題について解明することこそ、里耶文書の性格を議論するうえでの前提であり、また秦代行政文書制度を検討する最も有効な手段なのである。

さて、それでは文書の正本とは何を指すのであろうか。そもそも、行政文書とは、行政管理と行政支配の意図によって、文字を媒介として、各官署の間で伝達されるものである。従って、行政文書というものは本来、文書発送者の意図（つまり文書本体）、及び発送者の意志が、既に受領者側に伝達されたことを確認できる、完備された行政運営の過程を反映していなければならない⁽⁴⁾。言い換えれば、本来の意味での行政文書は、文書本体及び発信者・受領者の三つ要素を含み、そして、長官または担当者が自ら署名し、行政伝達システムの中で機能した文書でなくてはならない。副本の目的は、控えを留め置いて、後に調べ物や分類・総括に役立てることにあり、その特徴は、必要事項を漏れなく、実質的にまとめているところにあり、形式上の類似性を考慮する必要がないところにある。もし、文書の正本が行政的権威を行使するものであるとする

ならば、副本はかかる権威を具備せず、ただ調べ物の参考に供する資料的価値を有するものであるだけに過ぎない。それでは、里耶遺址の古井戸中から出土した秦代文書は、結局のところ正本なのか、それとも副本なのであろうか。古井戸はオリジナルの文書を保存するための「金庫」であるのか、それとも資料を保存するための「資料庫」なのであろうか。

上述した行政文書の特徴に従って論じるならば、里耶文書には常識では説明できない疑問が多い。換言するならば、里耶文書は、正本のようではないだけでなく、副本とも異なるという明確な特徴を有しているのであり、たいへん多くの木牘文書中であって、その特徴をはっきりと見て取ることができる。たとえば、一枚の木牘上には、異なる日時・受領署名が、異なる筆跡で記されていたり、複数件の文書が奇妙な配置で混在していたりする。こうした現象は、それらがオリジナルの文書であるとみなし得る特徴を、極めてはっきりと示している。

しかし、学者たちは、別の現象にも注意している。一件の木牘上に書き留められた数件の文書は、同類の或る事項が組み合わせられた内容であり、そのため劉瑞氏は、「書き写し終わった公文書を整理した編集本」⁽⁵⁾であると主張している。また、一部の木牘には発走の記録が残されているが、陳国治氏もこの特殊な現象に注目して、「出土した秦簡には、他の官署へ発送（送り出すという）した文書があるが、正本は送走しなければならないから、出土したものはその時に書き写されたコピーのはずである。」⁽⁶⁾と述べている。藤田勝久氏も、これらの文書は「上方あるいは下方への伝達に使われた文書の実物ではない。」⁽⁷⁾と主張している。それでは、里耶秦代文書の性質とは、いったいどのようなものであるといえるだろうか。

もし、これらの文書がはたして劉瑞氏の述べる通り、公文書の編集本であるのであれば、常識的に考えて、整理者は各類の材料を何らかの主題に基づいて分類し、その後、同類の関連する文書を集めてひとつにまとめたことになる。この種の編集は単件文書木牘をひとつに束ねたものではなく、いくつかの文書

秦代における行政文書の管理に関する考察

を一枚の木牘上に書き写したものである。もし、このような作業を行ったのであるとするならば、ある整理者の一度の整理作業によって、簡牘上の文字の筆跡・書風は統一され、版面の文章の配置にも相応の規則性があるはずであり、その並び方には当然、あるいは右から左へ、あるいは左から右へという方向性が備わっていなければならないであろう。しかし、目下のところ、里耶のこの類の多件文書の文書形態は、この種の常識とは完全に食い違っているのである。

たとえば、出土番号 8-133 木牘（図版 1・2 参照、筆者が 2007 年夏湖南省文物考古研究所訪ねるとき、所内の里耶秦簡収蔵室で木牘を見るとき撮った写真、以下の写真は、同）を例にみても、まず木牘の内容構成からみて、これは二年にわたって、同レベル（県レベル）の官署の間でやりとりされた三つの独立した文書を含み、二つの受領・発送記録をもつ行政文書である。正面・背面ともに文字が書いてある。

【正面原文】 右から

[或逮] 廿六年三月甲午遷陵司空阜尉乘☐

卒算簿（以上、A 部分）

廿七年八月甲戌朔壬辰酉陽具獄■史啟敢☐

啟治所獄留須敢言之●封遷陵留（以上、B 部分）

【現代語訳】^⑧

或逮始皇二十六年三月甲午、遷陵県司空の阜・尉の乗…卒の算簿…。

始皇二十七年八月十九日、酉陽県具獄獄史の啓が〔申し上げます…〕。

啓の管轄下では裁判が滞っております。以上、申し上げます。封印して遷陵県留め。

【背面原文】 右から

八月癸巳遷陵守丞從告司空主聽書從事☐（以上、C 部分）

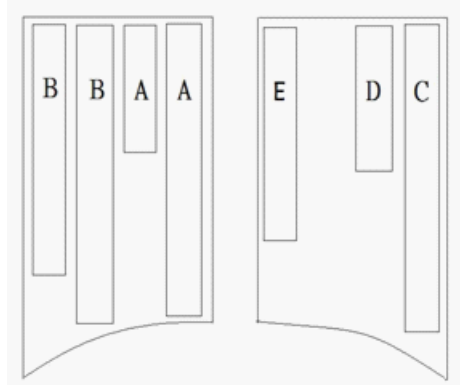
起行司空（以上、D 部分）



図版1 8-133 正面 (左)



図版2 8-133 背面 (右)



正面

背面

図示1 8-133 正、背面 図示

【現代語訳】

八月二十日、遷陵県の守丞の従が司空主に申し渡す。命令書通りに執行し
…。

司空宛に届ける。

——間に二行分の空間がある——

(左側から) 八月癸巳水下四刻走賢以來 / 行手 (以上, E 部分)

八月二十日水下四刻に、走の賢がもって来た。 / 行記す。

正面右側から始まる第一・第二行は第一部分で、秦始皇 26 年 (B.C.221 年) 3 月、遷陵県の土木建築及び犯罪者を管理する司空の“得”と、兵卒の責任者である尉の“乘”による、卒役名簿の移送に関する文書である。分析の都合上、

秦代における行政文書の管理に関する考察

この部分をAとする。同じく正面の三行目から始まるのが、文書の第二部分である。これは、西陽県の獄史“啓”が遷陵県に送った返信文書で、文書の作成時期はAより一年後の秦始皇27年（B.C.220年）8月19日、内容は“啓”が管轄する西陽県の裁判が滞っていることを報告するものである。これらの裁判に関わる文書は封印を施した後で遷陵県に留め置かれたと記されている。この部分をBとする。背面右側から始まる第一行は第三部分の文書である。8月20日、遷陵県の守丞である“従”が本県の司空に、命令書通りに任務を執行するよう申し渡したものである。これをCとする。この三部の文書の他、さらに受領と発送の記録がある。背面左の一行には、「八月癸巳水下四刻，走の賢以て来たる。／行手。」の署名記録があり、これをEとする。背面の右から二行目に、「起す，司空に行る」とあるのは、文書の発送方向を記録したもので、これをDとする。上述した木牘の内容に対する分析に基づき、三件の文書と受領・発送記録からなるA～Eの五組を図にしたものが、図示1である。この五組の文章が記す時間に基づいて、8-133両面の内容が作成された順序を整理すると、A→B→E→C→Dとなる。この五組の内容と版面の文章配置の特徴からみたならば、これが一度に作成されたものでないことは明らかである。

次に、木牘の書写筆跡の面から検討していく。筆者はかつて発表した論文の中で⁹⁾、8-133文書の内容、及び版面の文章の配置と書風・筆跡について、詳細な検討を行った。その中で、木牘の各文における文字のかたち、筆勢と筆力等の異なる角度からの分析を通じて、この木牘上の文字は複数人の手によって書かれたものであると考えた。もちろん、マイケル・ローウイ（M.Loewe）氏が指摘している通り、古代文書の筆跡鑑定は、まだ十分な信頼性を得た方法であるとはいえない¹⁰⁾。しかし、筆跡の特徴が極めて異なる場合には、その文書が異なる書き手によって記されたものであると判断するのは、やはり十分に根拠のあることであるといつてよいであろう。従って、この木牘中の三組の文書と受領・発送記録の筆跡が、A・B・C・D・Eで全て異なる風格を具えて

いることは、それらが異なる書き手によって記されたものであることを意味するとみて、まず間違いはない。

もうひとつ例を挙げよう。8-134号木牘（図版3・4参照）は、その版面の文章が四組に分けられる。

【正面原文】 右から

廿六年八月庚戌朔丙子司空守 榑（樛）敢言前日言競陵盭陰狼段遷陵公船一袤三丈三尺名曰柁

以求故荆積瓦未歸船狼屬司馬昌官謁告昌官令狼歸船，報曰狼有逮在複獄已卒史衰，義所」今寫校券一牒上謁言之卒史衰」義所問狼船存所其亡之為責券移遷陵弗□□屬

謁報敢言之 / （以上，A部分）九月庚辰遷陵守丞敦狐郤（卻）之司空自以二月段狼船何故□□辟□今而

誦曰謁問複獄卒史衰 ■義 ■事已不智所居其聽書從事（以上，B部分） / 慶手即令□□行司空（以上，C部分）

【現代語訳】

始皇二十六年八月二十七日、司空守の榑が申し上げます。過日、以下のよう
に申し上げました。「境陵県の盭陰の狼が遷陵県の公船一艘、船長七・
四メートルの柁という船を借りて行きました。故荆の瓦を運ぶとのことですが、
狼はまだ船を返していません。狼は司馬の昌官の下役です。〔司空としては〕
狼に船を返却するよう〔司馬の昌官に〕依頼します。」司馬の昌官からは、
「狼はすでに身柄を拘束し、再審のため獄に繋がれており、〔洞庭郡の〕
卒史の衰・義の管轄下にいる」という返事が返ってきました。ただ今、
校券の副本を作成し、遷陵県へ提出いたします。衰・義に依頼し、
狼に船のある場所を問いただすようお願いいたします。もし、船が紛失し

秦代における行政文書の管理に関する考察

ていた場合、債券書を遷陵県に送って下さい。…。返信をお願いします。
以上、申し上げます。

九月二日、遷陵の守丞の敦狐はこれを却下する。司空自ら二月に狼に船を貸し、何故…今になって初めて卒史の衰・義に問いあわせることを求めてくるのか。衰・義はこの件がすでに以降、部署不明である。この命令どおりに執行せよ。／慶記す…司空へ送る。

【背面原文】（左から）

十月戊寅□走己巳以來／慶手（以上、D部分）

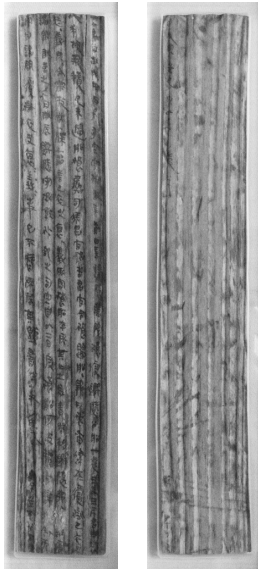
【現代語訳】

八月二十九日、走の己巳がもって来た。／慶記す。

正面右側より始まる第一行から第四行までは、秦始皇26年（B.C.221年）8月27日に、遷陵県の司空守である“糝”が、“狼”に貸した公船の返却を求めて発した文書である。これをAとする。右から四行目の第七字以下は、遷陵守丞の“敦狐”が9月2日に司空に返答した文で、この部分をBとする。Bの後に続いて、遷陵県が本県司空に文書を発したことを記す發文記録があるが、その「慶手令□□行司空」部分をCとする。背面には8月29日付けの受領記録があり、これをDとする。以上については、図示2を参照して頂きたい。

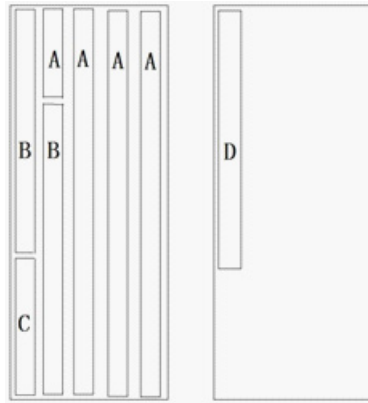
この数組の文章が同一人の手によって書写されたものであるか否かについて、筆者はA・B両部分の筆跡と書風の詳細な対比・識別を行った。A・B両方に現れる文字は少なくないが、字形がはっきりしない箇所もあり、文字全体の精確な比較は困難である。とはいえ、いくつかの文字の偏旁及び部分が有する特徴は、やはり筆跡・筆勢の書写特徴を分析するうえでの参考として、比較検討の材料にすることができる。

たとえば、A部分に五度みられる“狼”字は、“良”部の左下の転折が均しく



図版3 8-134 正面 (左)

図版4 8-134 背面 (右)



正面

背面

図示2 8-134 正、背面 図示

緩やかで丸みを帯びるといふ書風の共通性を有している。これ以外にも、A部分ではさらに、“段”・“積”・“瓦”等の字にあって、末筆をたいへん長く引き伸ばしており、伸び伸びと筆を運ぶといふ共通した書風をみてとることができる。また、“之”の字についてみると、A部分の三つの“之”字の末筆の筆運びの角度は驚くほど一致しているのに対して、B部分の“之”字のそれは下向きに傾斜している。かかる筆跡・筆勢の風格の異質性は⁽¹¹⁾、AとBの文字が一人の手によって書かれたものではないことを示している。そして、受領記録である背面D部分の文字と正面の文字との間には、筆跡・書風に明確な差異があることは一目瞭然である。従って、この文書の受領記録は別人の手で書かれたことを看取し得る。これをふまえて、本木牘の中の各文書を時間順に入れ替えてみるならば、A→D→B→Cとなるはずである。

番号16-5・16-6二件の木牘は、その内容の構成と特殊性からいって、さ

秦代における行政文書の管理に関する考察

らに興味深い。この二件の木牘はともに第十六層より出土したもので、大きさは同じであり、その中の一面は洞庭郡の郡守が管轄下の各県に下した命令文書である。秦始皇 27 年 (B.C.220 年) 2 月 15 日、洞庭郡の郡守“礼”が、管轄下の各県の県嗇夫及び卒吏・假卒史と属に、中央政府からの「伝送・委輸」の労役に関する命令を伝達し、同時に、本郡(洞庭郡)が内史(京畿)・巴・南郡・蒼梧に向けて武器を輸送する任務について、注意事項を言い渡している。この洞庭郡守の命令文書を A 部分とする(図版 5 参照)。両木牘 A 部分が記録するところの内容は寸分も変わらず、ともに縦書き七行で、わずかに一行ごとの文字数に差があるだけである。

【正面原文】(右から)

廿七年二月丙子朔庚寅洞庭守禮謂縣嗇夫卒史嘉段卒史谷屬尉令曰傳送
委輸必先悉行

城旦春隸臣妾居贖責急事不可留乃興繇」今洞庭兵輸内史及巴南郡蒼
梧輸甲兵當傳者多節傳之必先悉行乘城卒隸臣妾城旦春鬼薪白粲居贖
責司寇隱官踐更縣者」田時毆不欲興黔首嘉谷尉各謹案所部縣卒徒隸居
贖責司寇隱官踐更縣者簿有可令傳甲兵縣弗令傳之而興■黔■首■可
省少弗省少而多興者輒劾移縣■亟以律令具論當坐者言名史秦守府嘉谷
尉在所縣上書嘉谷尉令人日夜端行它如律令(以上、A 部分)

【現代語訳】

始皇二十七年二月十五日、洞庭郡守の礼が県嗇夫と卒史の嘉・假卒史の穀・属の尉に命令する。令には、「物資の搬送・調達に必要な人員は、まず、城旦春・隸臣妾・贖債を労働で返済している者を優先して行かせるように。ただし、緊急の場合には徭役を徴発せよ」とある。この度、洞庭郡の武器を内史と巴郡・南郡・蒼梧へと送るにあたって、武器の調達の際

に搬送に当たる人員は多い。搬送する場合、すでに配備されている戍卒・隸臣妾・城旦春・鬼薪・白粲・貲贖債を労働で返済している者・司寇・隱官・踐更で県に召集されている者を優先して行かせること。農繁期に黔首を徴発するのは避けること。嘉・穀・尉は所管の県の卒・徒隸・貲贖債を労働で返済している者・司寇・隱官・県に踐更している者の名簿を点検せよ。武器の搬送を行うべきであるのに行わず、ただ黔首を徴発すること、及び、黔首の徴発は極力少なくすべきであるが、それをせずによく徴発している場合は、すぐに告発して県に連絡すること。連絡を受けた県は、速やかに律令どおりに裁判を行い、裁かれるべき者の裁判を行い、その名を報告し、太守府へ書面で知らせよ。嘉・穀・尉は在所の県から報告するように。嘉・穀・尉は、日夜業務が正しく行われるように注意せよ。他の事柄は、律令通りにせよ。

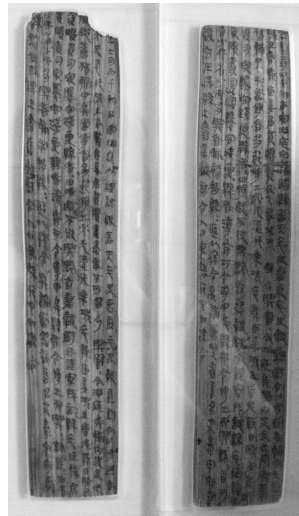
しかし、これらの木牘の背面にある受領・発送記録は各々異なっている。まず16-5号木牘の背面をみてみよう。

【背面原文】 右から

三月丙辰遷陵丞歐敢告尉告郷司
空倉主前書已下重聽書從事尉
別都郷司 空 傳倉都郷別啟陵
貳春皆勿留脫它如律
令 / 釘手（以上，B部分）丙辰
水下四刻隸臣尚行（以上，C部分）

（右の四行目から）

三月癸丑水下盡□陽陵士□句以 図版5（左側）16-6正面（右側）16-5正面



來 / 邪手 (以上, D 部分)

二月癸卯水十一刻〔刻〕下九求盜簪裏陽成辰以來 / 羽手 如手 (以上, E 部分)

【現代語訳】

三月十一日、遷陵県丞の欧が尉に通告する、郷・司空・倉主へ命令を伝達せよ。先日、同様の命令を下しているが、再度、命令書どおりに執行せよ。尉は都郷・司空の二者に伝達し、司空は倉に伝達し、都郷は啓陵・貳春の二者に伝達し、それぞれ連絡漏れのないように。他は律令どおりにせよ。／釦記す。同日、水下四刻に隸臣の尚が届ける。

三月八日、水下尽□に、陽陵の士伍の勾がもって来た。／邪記す。

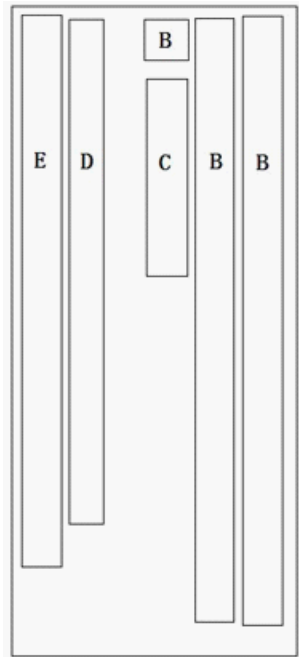
二月二十七日、水十一刻〔刻〕下九、求盜の簪裏の陽成の辰以て来たる。／羽手。 如手。

右側から一・二・三行目の遷陵丞“欧”の返信文書には、「三月丙辰（3月11日）、遷陵丞の欧、敢えて尉に告ぐ、郷・司空・倉主に告げよ。前に書已に下す。重ねて書を聴きて従事せよ。尉は都郷・司空に別け、司空は倉に伝え、都郷は啓陵・貳春に別け、皆留脱すること勿れ。它是律令の如くせよ。／釦手。」とあるが、これをB部分とする。Bに接続している、「丙辰（同日、即ち3月11日）水下四刻、隸臣の尚行る。」という文は、B文書の発送記録であり、これをC部分とする。右から四行目は、三行目から明らかに間隔を置いて、「三月癸丑（3月8日）水下尽□、陽陵の士□〔伍〕の勾以て来たる。／邪手。」と記されている。このD部分は、文書の受領記録である。右から五行目も文書の受領記録で、「二月癸卯（2月27日）水十一刻〔刻〕下九、求盜の簪裏の陽成の辰以て来たる。／羽手。 如手。」とある、これをE部分とする。以上B～Eについては、図版6と図示3を参照して頂きたい。

全ての文書を観察し、本木牘の内容構成及び文書の時間の前後から、本件文書が形成されたプロセスを考えてみると、以下のようなになるであろう。秦始皇27年（B.C.220年）二月庚寅の日（2月15日）、洞庭郡は管轄下の各県に向けて、中央政府からの「伝送・委輸」の命令を伝達した。この文書が陽陵県に到着したのは「二月癸卯」、即ち2月27日の水十一刻〔刻〕下九の時刻で、爵位が簪裹で「求盗者」である陽成里の“辰”が陽陵県に届けた。受領者の名は



図版6 16-5背面



図示3 16-5背面 図示

“羽”である。三月癸丑（3月8日）、この内容の文書がさらに

陽陵県の士伍“勻”によって遷陵県に伝達され、“邪”によって受領された。三月丙辰（3月11日）、即ち三日後に、遷陵県の守丞“欧”が県内の尉に向けて通告した。ただし、3月5日（庚戌の日）に県丞“敦狐”がすでに執行命令の文書を発していたため、再命令となる丙辰の日の文書では、以前の命令通り執行するようにとの要求がなされている。尉は都郷・司空に伝達し、司空は倉主に伝達し、都郷はまた啓陵と貳春の両郷に伝達するというように、連係して伝達漏れを防いでいる。同日水下四刻に、この文書は“尚”という隸臣によって発送された。以上のように、この木牘を時系列で整理してみると、E→D→B→Cの順序になることがわかる。

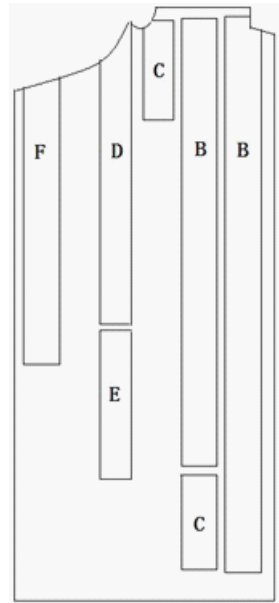
秦代における行政文書の管理に関する考察

16-6の背面は、16-5と全く異なる伝達経路が存在することを明示している。ここには二件の文書が記録されている。第一件の文書は右側第一行から始まる二行の文章で、3月5日に遷陵県の守丞“敦狐”が発した返信文書である。「三月庚戌（3月5日）、遷陵守丞敦狐、敢えて尉に告ぐ、貳春・郷・司空・倉主に告げよ。書を聴きて従事せよ。尉は書を都郷・司空に別け、司空は倉に伝え、都郷は啓陵・貳春に別け、皆留脱する勿れ。它是律令の如くせよ。／鉤手。」これをB部分とする。この文書の後に接続するのは、同日に走卒の“裨”が文書を発走した記録で、これをCとする。第二件の文書は、3月13日に遷陵丞の“欧”が発した返信文書で、「遷陵丞欧、敢えて之を言う。写して上、敢えて之を言う。」とある。右側からみて四行目に当たるこの部分をDとする。これに接続して、「己未旦、令史犯行る。」とあるのは、3月14日に令史の“犯”が文書を発送したという記録で、これをEとする。左側から一行目は3月3日の受領記録で、「戊申夕、士五〔伍〕の“巫”，下里に令を聞き、以て来たる。／慶手 如手。」とある。これをFとする。以上の構成については、図示4を参照して頂きたい。この面の成立順序は、F→B→C→D→Eとなるはずである。

上述の文書木牘に対する観察と分析から、この種の文書の性格については下記の如く判断す



図版7 16-6背面



図示4 16-6背面 図示

ることができる。

まず、この四件の文書の筆跡と内容、及び左から右からかという書写順序についてしてみると、これらの文書は絶対に一時に書かれたものではなく、且つ複数の人の手を経て作られたものであると断定できる。かかる現象は、劉瑞氏の主張と相反するものであり¹²⁾、これらの文書が、異なる機構が同一木牘上に順次に通達内容を記し、署名していくことで形成されていったプロセスを体现している。その中には、文書の受領・発送記録や、筆跡が大いに異なるという特徴がみられ、この推測の妥当性をさらに高める。8-133 背面の左側からみて一行目には、「八月癸巳水下四刻、走の賢以て来たる」とあり、8-134 背面の左側から一行目には、「□〔八〕月戊寅、走の己巳以て来たる」、16-5 背面の左側から一行目には、「二月癸卯水十一刻■下九、求盗の簪裏の陽成の辰以て来たる」、左側から二行目には、「三月癸丑水下尽□、陽陵の士□〔伍〕の句以て来たる」、16-6 背面の左側から一行目には、「戊申夕、士五〔伍〕の“巫”、下里に令を聞き、以て来たる」とあるのは、全て受領記録である。「以来」は秦漢行政文書制度中の専門用語で、「某某以来」というのは、ある人が文書を「持って来る」という意味である。官署の吏員が、文書を伝達した人員の姓名・爵位身分、及び発送・受領日時と方式について、詳細で正確な記録をすることは、職責を全うすべしという行政管理の精神をよく表している。このような受領記録の筆跡は、木牘正面の文書のそれと同じではなく、正面の文書の文字が丁寧で形が整い、風格の硬めであるのに対して、これらの受領・発送記録の文字は、相当に粗雑である。16-5 背面の四つの文章、16-6 背面の五つの文章は、各文章ごとに筆跡・筆勢が異なり、文字の間隔と傾斜の癖にも違いがあって、その差異は一目瞭然である。かかる差異は、明らかに受領官署の文吏が文書に受領署名した際の状態を表しており、執務現場における文吏の仕事の果斷・迅速・効率的な行政管理の姿を反映したものである。

その他の注目すべき現象としては、この種類の文書の受領記録がすべて、正

式な文書の背面の最も左側の上部に偏って記されている点があげられる。かかる特徴は、上述四件の文書以外に、たとえば8-152・8-157・16-9・9-981・9-984等の番号の木牘中であっても、すべて同一に見受けられる。筆者は前稿において、秦代文書書写形式の規則について論じたが、来文の受領記録は一般的に文書背面の左側上部に記されるものであり、それは秦代にはすでに相当成熟し、広範に採用されていた文書書写形式であったことは、そこでもすでに指摘した通りである⁽¹³⁾。

さて、ここまで分析してきた文書にあっては、各文の文字の筆跡は全く異なり、書写の癖・運筆の特徴も同じではなかった。とりわけ、上述の如き背面左側の受領記録と、正面正文との差異からは、正しくこれらの文書が一時に作成されたものではなく、複数の人の手を経て、行政伝達の手順をふんで形成された、オリジナルの公文書であることを説明し得るであろう。

次に、上に列挙した文書はみな、数件の文書と数項の受領・発送記録によって構成されていることがわかる。そして文書中において最も早い時間記録とその内容には、特に注意を要する。たとえば、8-133の最後の時間は背面の右側第二行から始まるD部分の八月癸巳（8月20日）で、「起す、司空に行る。」と記され、8-134最後の時間は正面左下角C部分の九月庚辰（9月2日）で、「即令□□行司空」、16-5最後の時間は背面右側第三行から始まるC部分の三月丙辰（3月11日）で、「丙辰水下四刻、隸臣の尚行る」と記されており、16-6の最後の時間は、背面の右側四行目からのE部分に、「己未（3月14日）且、令史の犯行る」とあるのがそれである。「某行」というのも行政文書制度中の専門用語で、文書の発走の意味をもち、「以郵行」・「以燧行」・「輕足行」といった秦漢時代の伝達方式によって、文書が郵駟を通して伝送されたことを表している⁽¹⁴⁾。8-133・8-134文書の最後の行方は、「起す、司空に行る。」であるが、これはつまり、文書がすでに司空のところに発走されたことを示している。16-5の「隸臣の尚行る。」というのは、即ち隸臣の“尚”と呼ばれる

人物が文書を発走したのである。16-6の「己未旦、令史の犯行る。」は、文書が3月14日早朝、すでに令史の“犯”という吏員によって発走されたことを示している。

それでは何故、すでに送り出されたはずの文書が、依然として遷陵県府にあるのであろうか。かかる現象は、以下の如き解答を提示してくれる。第一に、里耶古城遺址は、県「尉」・県「司空」の所在地ではない。第二に、木牘上の最後の一部の文書がすでに伝達されたにもかかわらず、現在まで遺址の古井戸の中にあったこの木牘文書は、処理済みの文書の控えであり、それはもはや文書の行政伝達の手続きに関係しない。この文書の最終的な状態は、档案の類に属する文書であるといえる。第三に、司空・尉に届けられた文書は、遷陵県署の官吏が遷陵守丞の返信文書に基づいて抄写したもので、この抄写文は行政公務の伝達システム中に組み込まれて、一件の新たな、行政権威を有するオリジナルの文書になったのである。

以上に述べてきたところをまとめると、里耶出土のこの文書は、その多くがかつて行政伝達の過程で実際に使用されたオリジナルの文書であるが、しかし、関連する同類の文書が書き足され、資料として官署の文書資料庫に保存されたものである。このことから、里耶の木牘文書の性格は、文書処理の異なる方式と結果に従って、質的变化をきたしたことがわかる。

8-134を例にみても、以下のように説明できるであろう。即ち、この木牘のA部分は、遷陵県司空守の“糝”が、秦始皇26年（B.C.221年）8月27日に県署に送った、公船の返却を求める文書で、また二日後の8月29日、走卒の“己巳”が文書を遷陵県府に伝達し、吏員の“慶”が木牘背面に受領署名した（D部分）。この段階に至るまでは、この木牘は行政伝達システムの中で機能したオリジナルの文書であった。しかし、木牘正面の右側から四行目・第七字以下の、遷陵守丞“敦狐”が9月2日に司空に返信した回答文（B部分）と、Bの後に接続する、遷陵県から本県司空への發文記録である「慶手即令□□行

秦代における行政文書の管理に関する考察

司空」(C部分)、即ち遷陵県丞の返信文書は、新しい木牘を使用せずに、先に本県司空から送られてきた木牘を利用して書かれている。司空に県丞の返信文書を発送するためには、吏員はあらためてコピーを作成しなければならず、かくして、発送された情報もB部分の後に付け加えられることとなった。つまり、ここに至って8-134号木牘は、事実上、処理済みの文書の控えへと、その性格を変化させることになったのである。

それでは、上述の推測と分析は、妥当であるといえるだろうか。秦代官署中の文書の性格は、はたして文書処理方法のあり方を原因として質的变化を起こしたのであろうか。秦代官府の文書檔案は如何にして作成されたのであろうか。次節においては、公表される文書に対する全面的な考察を通じて、これら問題についての検討を進めていくこととする。

三、秦の档案文書作成に関する考察

これまでに公表された里耶秦代木牘文書は36件で、さらに若干の“祠先農簡”と数枚の里程簡がある⁽¹⁵⁾。『里耶発掘報告』によると、これらの行政文書は主に古井戸の出土層位中の第6・8・9・10・12・15・16層から集中的に発見された⁽¹⁶⁾。この36件の文書の内容構成と版面の形式を整理したものが、以下にあげる“里耶行政文書分類表”である。

上述の整理によって、36件の文書は、以下に示す三つに分類することができる。

甲類：単件文書；一回の受領記録（来文の場合）、或いは発送記録（往文の場合——往文は、該当官署から送り出す文書）があるもの。

乙類：数件文書；数回の受領記録、或いは発送記録があるもの。

丙類：その他、封検・九九表等、及び8-153・16-2・16-3のように、図版がなく、または残牘であるため、識別・分類ができないもの。

里耶行政文書分類表

	出土番号	文書数	受領 / 発送記録数	説明：内容構成と特徴
甲類	8-152	1	受領 1	単件来文
	8-154	1	発送 1	単件往文
	8-156	1	発送 1	単件往文
	8-158	1	発送 1	単件往文
	9-981	1	受領 1	単件来文
乙類	8-133	3	受領 1、発送 1	多件文書：来文 2、往文 1
	8-134	2	受領 1、発送 1	多件文書：来文 1、往文 1
	8-157	2	受領 1、発送 1	多件文書：来文 1、往文 1
	9-1 ~ 12	4	受領や発送の記録なし	多件文書：来文 4
	9-984	2	受領 1、発送 1	多件文書：来文 1、往文 1
	16-5	2	受領 2、発送 1	多件文書：来文 1、往文 1
	16-6	3	受領 1、発送 2	多件文書：来文 1、往文 2
	16-9	2	受領 1	多件文書：来文 1、往文 1
丙類	5-7、6-1、6-2、8-147、8-155、9-983、8-153、12-10、16-1、16-2、16-3、16-8	不明	不明	5-7、6-1、6-2、8-147、8-155、9-983などは、九九表、封検、及びその他の帳簿。8-153、12-10、16-1、16-2、16-3、16-8は残簡、或いは写真が無いため、具体的な状況は不明である。

丙類の出土遺物は、或るものは残牘・封検類の木札であり、また或るものは九九算数や習字類の木牘であって、文書研究の対象とすることはできない。そのため、ここではとりあえず、議論から除外しておく。

上述の甲・乙・丙類文書木牘の特徴は、表中ですでに示した通りである。甲類は単件文書で、受領記録か発送記録が一回だけ記されている。甲類中の8-152と9-981は単件の来文で、これらの構成は、永田氏が定義した文書の三要素——発信者・受領者・伝達事項——に完全に符合する。そのため、確かに行政伝達システムの中で機能したオリジナルの文書であると考えられる。しかし、8-152と9-981木牘をみるに、封泥や縄などによる封印の痕跡が見当たらず、それらが密封した後に遷陵県の官署に受領されたのか、それとも密封しないまま責任者から送達するものであったのかについては、なお検討

を要する。甲類中の他の三件は、「発送情報」を記録したものであるため、それらの文書はすでに関連部署に発送されており、里耶の古井戸中に残されたものは、処理済みの文書の控えとして保存されていたものであったと考えられる。そして、甲類木牘におけるもう一つの特徴として、とりわけ注目に値するのは、それらの木牘が全て、たいへん多くの空白を留めていることである。たとえば、8-152・8-154・8-158・9-981の正面には、少なくともさらに一・二行分の空白があり、しかも背面には、左上側に受領記録か発送記録がある他は、全体に大きな空白が存在するのである。それでは、これらのなお大量の空白を残している木牘に対して、秦代の官吏たちは、いったいどのようにして処理したものであったのであろうか。この問題については、乙類文書が示唆を与えてくれる。

乙類文書をみるに、それらはみな二件以上の文書によって構成されており、あわせて受領・発送記録があり、そのうえ、全てが同一の出来事をめぐる来文と往文である。乙類木牘の文書内容・時間の前後関係と筆跡書風について分析すると、以下のようなことが明らかになる。もし、同一面上に二件以上の文書がある場合、必ず右側の文書の時間が早く、左側の方が早い。しかも、これらの木牘の正面右側から始まる第一件の文書は、常に最早の文書である。前節で論じた四例を除くと、8-157には、その正面右側から、秦始皇32年正月甲午(B.C.215年正月17日)、啓陵の郷畜夫が士伍の“成”・“勻”の兩人をそれぞれ典・郵人に任じるように求めたことが記されているが、この文書はすでに正面を埋め尽くしている。背面右側は、三日後の正月丁酉(正月20日)付けの遷陵県丞による返信文書である。9-984正面右側から始まるのは、秦始皇28年8月丁丑(B.C.219年8月10日)に、酉陽県の守丞が、亭里の士伍“順”の小妾が律を犯したことを遷陵丞に報告してきた文書である。この文書は二行半あり、第三行目の後半からは、五日後(八月甲午、8月15日)に、遷陵県が郷畜夫に「律令を以て従事せよ」との命令を伝えたと記されている。この部分の

文章は正面に書き切れず、背面につなげて書かれている。

乙類木牘文書中から最早時期の文書（以下、これを「第一文書」とする）を抽出し、あわせてこれと対応する文書の受領・発送記録を探し出して、この一部分の内容を集めてみると、事実上、これは上述の甲類文書に相当する。即ち、これは一つの単件文書であり、ただ一回だけの受領・発送記録がある。そして「第一文書」は、正面右側に書かれるのが普通で、背面左側の上部には、受領記録がある。乙類文書中のその他の文書は、「第一文書」の内容をふまえて作成された返信或いは回答の文書であり、これら各々の返信文書は「第一文書」の左側から開始され、右から左に向けて時間順に書かれていっている。或いは、木牘背面に書写され、やはり右側から始まって、だんだんと左へ書かれていっている。これらの文書の筆跡・書風が「第一文書」と甚だ異なることは、このいくつかの文書を書写した吏員が、「第一文書」の書写人ではないことを示している。以上のことから、或る多件文書の組み合わせからなる乙類文書は、単件文書木牘の空白部分に、関連のある往来文書を継ぎ足して形成されたものであるといえる。

ここに至って、乙類文書の形成過程をはっきりと理解することができる。即ち、乙類文書は甲類文書木牘正・背面の空白に、関連内容の文書を書き加えて形成されたものである。そして、書き加える場合の形式は、文書作成の前後関係という点でみてみると、右側が先で左側が後になる。受領記録が左側から始まって、しだいに右へ書かれていっているのも、16-5と16-6の背面右側の文書と左側の受領記録の間に大幅な空行をもつ理由である。なお、發文情報は通常、文書の後に直接記録されている。このことから、こうした過程を経て形成された乙類文書は、文書の伝達システムにはもはや関係せず、同類事項の文書を集めてとりまとめた、処理済みの文書の控えとしての資料性をもつ档案文書であること、そして、それは関連事項中の最も早いオリジナルの文書の木牘の空白を利用して作成され、後発の文書を継ぎ足して形成されたものである

ことを看取し得る。

里耶出土の文書木牘の内容構成や書風、または版面の配置は、秦代における文書処理のあり方を語ってくれる。官吏たちは、版面になお大量の空白を留めている甲類文書——オリジナルの文書を、決して無造作に処分してしまっていたわけではない。彼らはいくつかの相関性を有するオリジナルの文書をそれぞれ保存し、さらに整理と分類を経て、その中で時間が最も早い甲類文書を選択して底本とし、ついには関連する内容の後続文書をオリジナルの文書の空白部分に書き加えて、処理済みの文書の控えを作成するという、行政文書制度中の手順を完成させた。同時にまた、あらためて档案を作成してさらに多くの木牘の材料を消耗することを避けたのである。第八層から出土した、軍服とその価格に関するいくつかの甲類文書は、まさに、本稿で考察している文書の性格変化が起こるより前の状態を示しているのかもしれない。

8-152は上表で示した如く単件文書であり、正面右側から始まる二行の文章には、「三十二年四月丙午朔甲寅、少内守の是、敢えて之を言う。廷、御史の書を下し、『事を挙ぐるに、恒に程となる者を為すべし。洞庭帛の直を上せ。書到らば言え』と。今、書已に到る。敢えて之を言う。」とある。これは、遷陵県の少内⁽¹⁷⁾がB.C.215年4月9日に“色”という名の県の守丞に向けて、県署から伝えられた文書を受取ったことを報告した返信文書である。その背面左側上部からは、官署が同日に文書の受領署名と開封を行った記録が記されており、「四月甲寅（4月9日）日中、佐の処以て来たる。／欣発く。」とある。

8-153の写真是まだ公表されておらず、詳細は不明であるが、発表された釈文に基づいて、その内容をみてみると、「御史、直・絡帛の程を問うの書」とあり、これは中央政府の御史が軍服の標準と価格を問う文書で、上述の8-152の内容と関連性がある。

8-156は一件の単件の往文で、正面には二行二段の文章がある。第一段の文章は、「四月丙午朔癸丑（4月8日）、遷陵守丞の色、少内に下す。謹んで案

じ之を致せ。書到らば言え。金布発けと署せ。它是律令の如し。／欣手。」であり、これに接続して「四月癸丑水十一刻〔刻〕下五、守府の快、少内に行る。」という第二段の文章が記されている。この木牘はただ正面の文書とその写真が公表されているだけで、背面に何か書かれているのかどうかは不明である。文書の結びである「它是律令の如し。／欣手。」の後に、当日、少内に向けて発送したという情報、即ち「四月癸丑水十一刻〔刻〕下五、守府の快、少内に行る。」が記されているが、筆跡を観察すると、文書と発送記録とは全く異なっていて、文書を記したのとは別の人物が発送を記録したという状況が見て取れる。この文書は、遷陵県守丞の“色”が四月癸丑の日（4月8日）に、即ち8-152の前日に、本県の少内に送った命令書であり、少内に対して文書を受け取ったら必ず報告するように命じ、あわせて、「『金布開封』と記せ」と特に言い付けている。8-152と8-156をみると、これらのうちでは156が先で、152が後であるとわかる。

8-158も単件の往文で、正面の二行は遷陵守丞“色”が酉陽県丞に送ったものであり、「三十二年四月丙午朔甲寅（4月9日）、遷陵守丞の色、敢えて酉陽丞に告ぐ。主令史の下せし絡帛直書、既に到る。敢えて主に告ぐ。」とあるように、主令史から下達された軍服に関する文書をすでに受領したことを報告する返信文書である。その背面左側上部は發文の記録であり、「四月丙辰（4月11日）旦、守府の快、旁に行る。／欣手。」とある。

上述してきたところをまとめると、次のようになるであろう。現在までに発表されている第八層出土の152・153・156と158番号の木牘文書は、「直絡帛」（軍服）と軍服の価格に関する一組の往来文書である。形態が不明な153号を除き、その他の木牘は時間の前後を知ることができる。まず、156号木牘は、遷陵県守丞の“色”が四月癸丑（4月8日）の日に、軍服に関する事務を担う本県の少内に、中央政府側からの文書を転送したものである。152は、次の日の四月甲寅（4月9日）、少内が守丞“色”の文書を受取り、御史の文書を拝受し

秦代における行政文書の管理に関する考察

たことを報告した返書である。同一日、遷陵守丞はさらに、西陽県丞に返答の文書を発し、主令史に軍服文書を受領したことを報告した(158)。里耶のその他の乙類文書の特徴に基づくと、これら数件は軍服に関する内容の甲類文書であるが、乙類と同じように一件の木牘上にまとめることができ、かくして秦始皇三十二年四月の遷陵県「直絡帛」文書の編集本となったのである。

結び

本稿では、すでに公表されている里耶古井出土秦代木牘文書についての考察を通じて、これらの文書が兩種類に分けられることを明らかにした。この二種類のうち、ひとつは「一事一文一牘」の単件文書で、その中の単件の来文は文書が具備する三要素——発信者・受領者・伝達内容——と完全に符合する構成を有しており、行政伝達システムの中で機能したオリジナルの文書であると断定できる。たとえば、8-152と9-981木牘がそれに当たる。しかし、単件の往文の場合は、すでに発送先の官署宛てに送られているわけであるから、現存の文書は処理済み文書の控えであり、行政的伝達過程に関係することがない。従って、この類の単件文書木牘の正・背面には、多くの空白部分が残されたままになっている。

もうひとつの類型は「一事多文一牘」の多件文書で、この類の木牘文書は、数件の同一種類の事項からなる、異なる時間に書かれた相関性のある文書であり、複数回の受領署名・発送情報の記録が記されている。この類の文書は単件文書木牘の正・背面の空白を利用し、吏員の整理と分類を経て、同一の事項に関する文書を書き加えて形成されるものであり、利用される単件文書の木牘は、同類の事項の中で最も早くに書かれた文書の木牘を使用しているのが常である。このように、かつて行政伝達システムの中で機能していたオリジナルの文書は、木牘の空白を利用して関連文書を書き加えられた後は、資料として官

署の文書档案庫に保存された。このため、この類の文書の性格は、文書処理の異なる方式と結果に従って質的变化を起こし、即ち、オリジナルの正本文書から処理済み文書の控えである副本へと変化したのである。

しかし、この類の「一事多文一牘」の文書は、その中の一件一件の文書全てが独立した意義を具えた行政文書だったのであり、決して、畠山明氏が考えるように、木牘文書中に「主文書」・「副文書」の区別があったわけではなく⁽¹⁸⁾、また藤田氏が主張するように、文書が主要文書と、今日の電子メールの添付ファイルに相当するものによって構成されていたわけでもない⁽¹⁹⁾。秦代にあっては、「一事一文一牘」形式の文書が行政伝達システムの中で用いられており、「一事多文一牘」の文書は、調べ物の参考資料と処理済み文書の控えとしての用途のために作成された档案文書であったのである。

秦代には、文書処理の過程にあって、文書の性格が質的变化を起こすという、上述してきたような現象が、どうして出現したのであろうか。甲類文書の空白部分に同一の事項に関する文書を継ぎ足し、多件文書形式の乙類文書が作成された背景には、如何なる事情が存在したのか。集権制社会のどのような支配の理念を反映しているのか。秦・漢兩朝の間には、行政文書の管理・処理方式の側面において、結局のところどのような継承関係、或いは差異があるのであろうか。筆者は、さらに多くの簡牘が公表されることを期待するとともに、これらの問題についてさらなる考察を進めていきたいと思う。

【追記】

本稿は以前、「簡帛網」(www.bsm.org.cn, 2010年2月)において発表し、その後、様々な意見を頂戴したうえで、あらためて修正を施して完成したものである。

本稿は、2010年度上海市哲学社会科学規劃助成金による研究成果の一部である。

秦代における行政文書の管理に関する考察

- 1 里耶秦代簡牘の性格に関する主要な論文としては、李学勤「初読里耶秦簡」（『文物』2003年第1期）。胡平生『長江流域出土簡牘与研究』第十節「湘西里耶秦簡」304頁（湖北教育出版社，2004年10月）。湖南省文物考古研究所編著『里耶発掘報告』第二章「里耶古城遺址」第四節「簡牘」（岳麓書社，2007年1月）。邢義田「湖南龍山里耶 J1 (8) 157 和 J1 (9) 1-12 号秦牘の文書構成・筆跡和原档存放形式」（初出は『簡帛網』2005年11月4日及び14日連載，後に『簡帛』第一輯，上海古籍出版社，2006年10月，に転載）等がある。
- 2 注1前掲李学勤論文参照。
- 3 里耶文書の性格について，胡平生氏は，「県廷の文書及び副本」（注1前掲論文参照）と考え，邢義田氏は，「正本・副本と底本」（注1前掲論文参照）とし，劉瑞氏は，「それらは抄本であってオリジナルの文書ではなく，……最終的に書き写し終わった公文書を整理した編集本」（「里耶秦代木牘零拾」，『中国文物報』，2003年5月30日第5版）であると指摘し，陳国治氏は，「發送文書のオリジナルはすでに送り出されており，「出土したものはその時に書き写したコピーである」（「從里耶秦簡看秦的公文制度」，『中国歴史文物』，2007年第1期）と指摘している。
- 4 永田英正氏は，「文書」の定義に関して，以下のようにまとめられる。「一般に古文書学では，文書とは差出人から受取人に対して，差出人の意志その他を伝達する目的をもって作成されたものと定義をする。すなわち差出人，受取人，事柄の三つを備えることが厳密な意味での文書の条件である。」同氏『居延漢簡の研究』第I部「居延漢簡の古文書学的研究」第三章「簿籍簡牘の諸様式分析」，二「簿籍簡牘と文書」，同朋舎，1989年，338頁。
- 5 注3前掲劉瑞論文参照。
- 6 注3前掲陳国治論文参照。
- 7 藤田勝久「里耶秦簡与秦帝国内的情報伝達」（2008年8月湖南省龍山里耶で行われた「里耶秦漢国際討論会」における発表論文）。
- 8 本稿の里耶秦簡積文の日本語訳は，日本里耶秦簡講読会（舩山明氏主宰）『里耶秦簡訳注』（『中国出土資料研究』第8号，2004年3月）を参照した。
- 9 拙稿「關於秦代文書形態与運作流程的考察——以里耶秦牘的分析為基礎」（『伝統中国研究集刊』第八輯，上海人民出版社，刊行待ち）。
- 10 マイケル・ローウイ（M.Loewe，氏の中国語名前は，邁克爾・魯惟一）著，于振波・車今花訳『漢代行政記録 上』第一卷第一章之五「簡牘集成的標準」20頁（広西師範大学出版社，2005年。原著初版は，英国・ケンブリッジ大学出版，1967年）。
- 11 注9拙稿の「8-134 正面 A・B 部分字迹分析表」参照。

- 12 注3劉瑞論文には、「これらの文書は、異なる機構が同一木牘上に順次に通達内容を記し、署名していくことで形成されたものではない。」と述べられている。
- 13 筆者は注9拙稿において、「或る官署が、他の或る官署から送られてきた文書を受領した時、必ず文書を受取ったことを記録する。……この主の文書を受領署名は、一般的に文書の背面の左側に記録されている。」と述べた。
- 14 里耶秦牘中には「某行」の事例がたいへん多く、たとえば、8-154「郵人得行」・8-157「守府快行」等がある。また、睡虎地秦簡《田律》には、「近県は軽足をして其の書を行らしめ、遠県は郵をして之を行らしめよ」とある。睡虎地秦簡中には、まさに郵伝そのものを扱う律令である《秦律十八種・行書》があり、張家山漢簡にも、類似の《行書律》がある。
- 15 本稿の統計数字は、2007年1月に出版された『里耶発掘報告』（注1参照）によるものである。
- 16 注1前掲『里耶発掘報告』179頁参照。
- 17 少内とは、郡県内における財務管理を司る吏員である。『漢書』巻74・丙吉伝には、「少内畜夫」とあり、顔師古注には「少内、掖庭主府臧之官也。」とする。
- 18 初山明氏は、里耶文書研究を行うにあたって、「主文書」と「副文書」の概念を提示した。たとえば、16-5の正面は洞庭郡守の“札”が管轄下の各県に下達した命令文書であるが、氏はこれを「主文書」と規定し、遷陵県丞の“欧”が本県に発した返信文書を、「副文書」と規定している。注8前掲「里耶秦漢訳注」に附された、初山氏の「解題にかえて」を参照。
- 19 藤田勝久氏は16-5・16-6文書の機能に論及するに際して、「木牘の機能は、決して正面が中心的内容となる行政文書としてではなく、両面の内容が合わさって発揮されるものであり、閲読の順序を考えてみると、1：背面左側の受信、2：正面の正文、3：背面右側の発信（あるいは転送）記録となる。そのため、16-5・16-6木牘は、決して上級官府からの文書ではなく、また下級官府に伝達した文書の実物でもなく、県署が文書を処理した際の一種の副本であるといえる。」（注7前掲論文参照）と述べている。

秦代行政文书管理之考察

——以里耶秦牍性质讨论为中心——

呂 靜

本文通過對已公佈的里耶秦代木牘文書的考察，發現這批文書中有兩種類型：有“一事一文一牘”的單件文書和“一事多文一牘”的多件文書。單件文書的來文是進入行政傳遞流程的原件文書；多件文書是利用單件文書木牘的空白處，續補相關事件的其他往來文檔而形成，它們不再參與行政傳遞流程，是關於同類事件文書的匯總，用於存檔翻檢查閱之用的資料性檔案，這類多件文書中的每一件文書都是具備獨立意義的行政公函。